

河川事業における予防的対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十一月十三日

参議院議長 江田五月殿

姫井由美子



## 河川事業における予防的対策に関する質問主意書

治水予算が減り続ける一方で水害が近年頻発していることにより、同予算に占める大規模な被災個所への事後の対策投資の割合が増加している。その結果、災害予防対策への投資額は減少せざるを得なくなつてゐる。こういつた事態を改善しなければ、事後の対策投資の割合が今後も増加していき、河川の洪水・氾濫等による水害を予防する対策（以下「予防的対策」という。）への予算が圧迫されていくという悪循環に陥つていかざるを得ない。

こうした状況を踏まえ、以下質問する。

- 一 平成二年度以降、政府が、予防的対策に投資した額の推移を示されたい。
- 二 予防的対策予算の重要性について、政府の認識を明らかにされたい。
- 三 公共事業予算が年々削減されていく中で、予防的対策に必要な予算を確保するための努力はなされてい るのか。また、なされているとしたら、どのような努力がなされているか示されたい。

右質問する。

